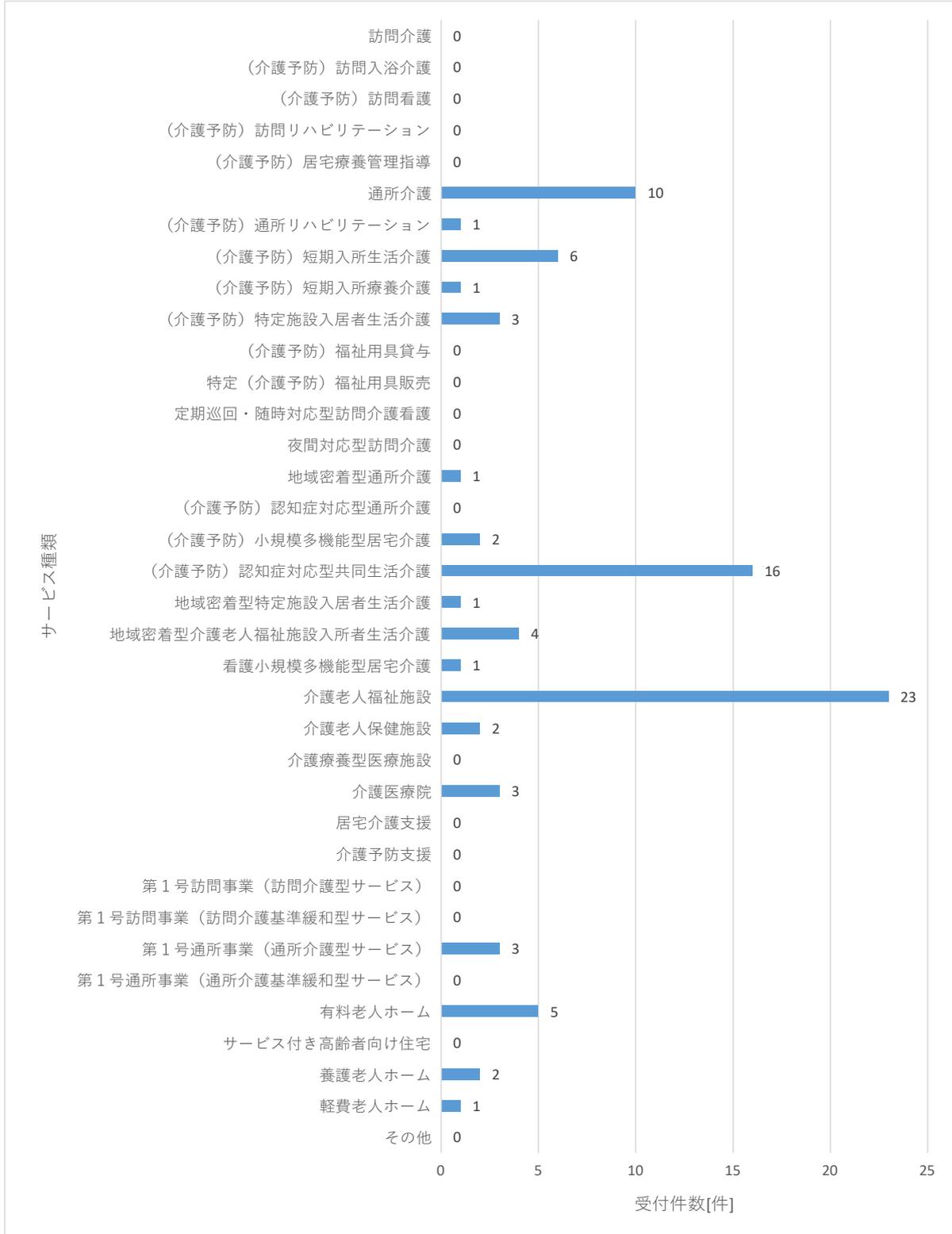


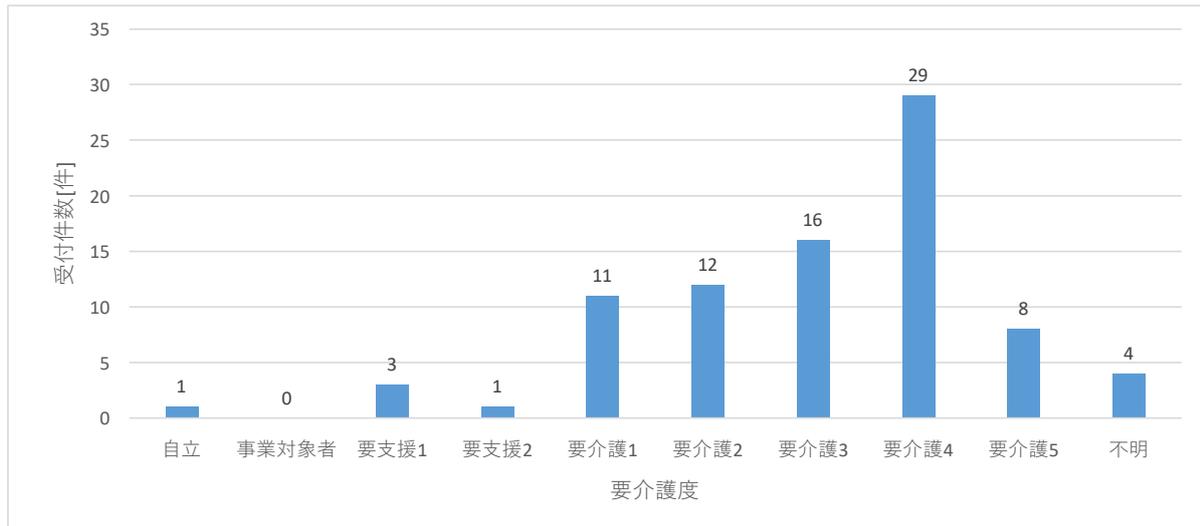
①受付件数

令和6年度 85 件  
 ( 令和5年度 131 件)

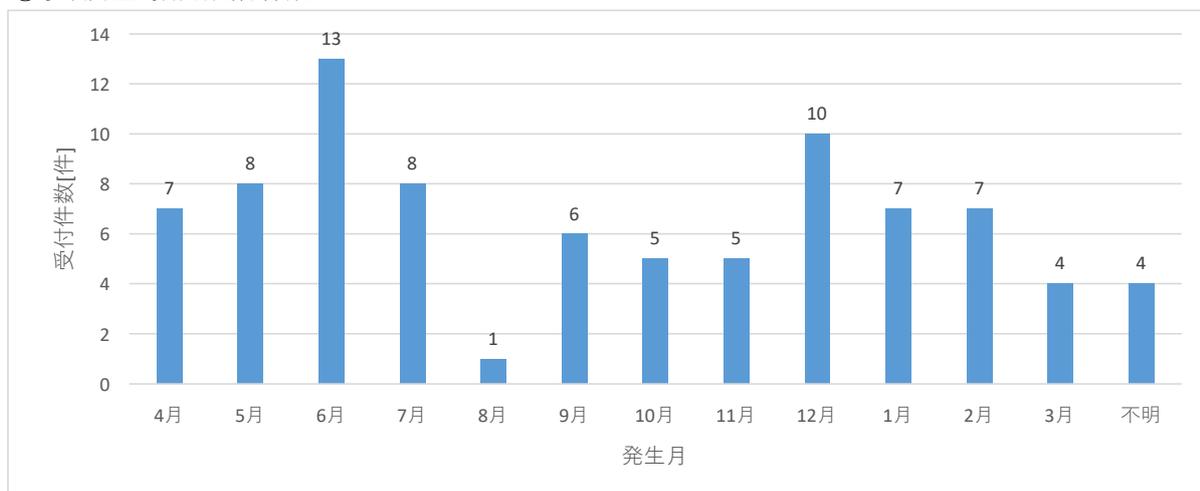
②サービス別受付件数



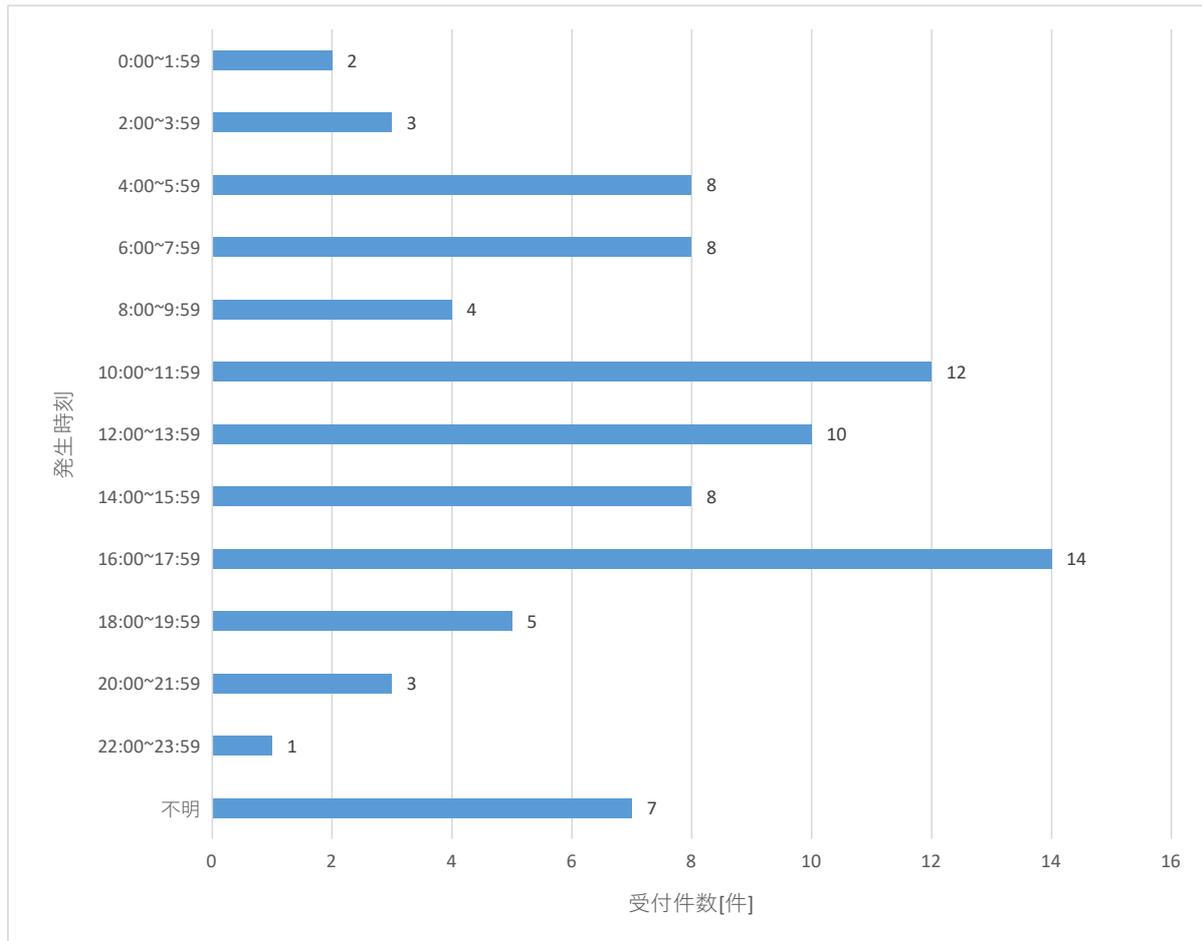
### ③要介護度別受付件数



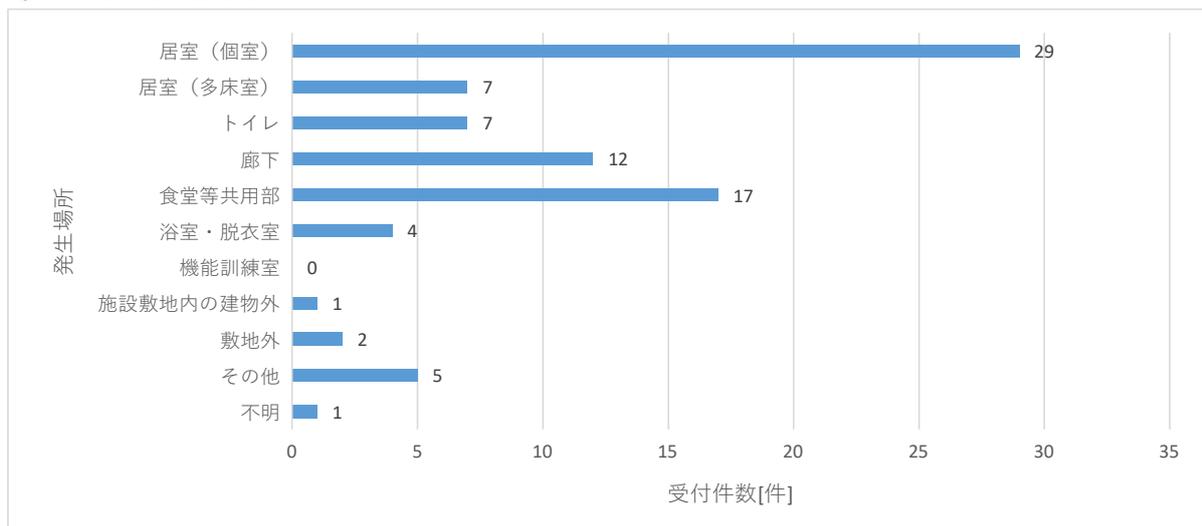
### ④事故発生時期別受付件数



⑤事故発生時刻別受付件数

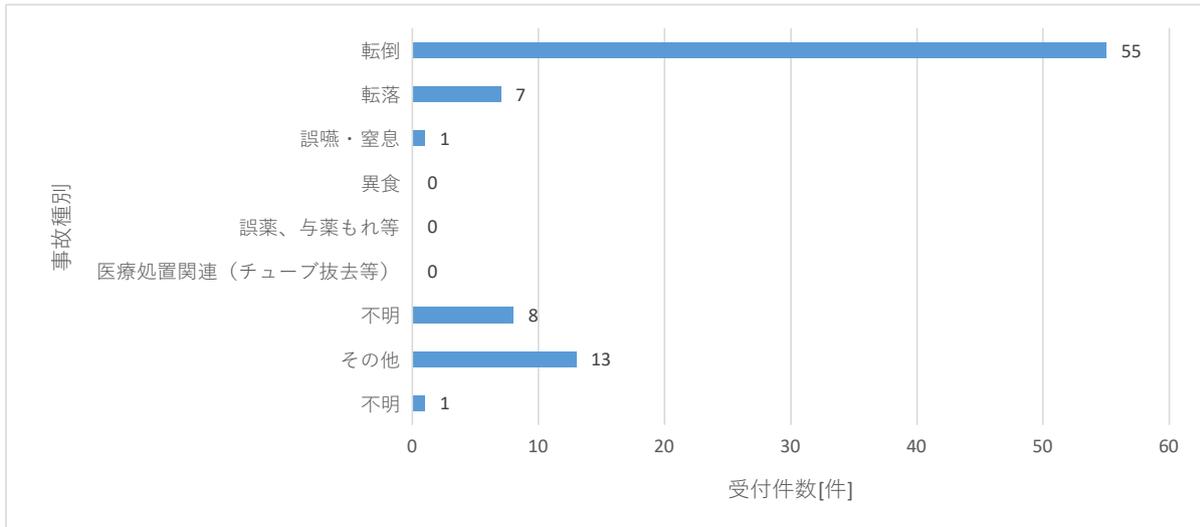


⑥事故発生場所別受付件数



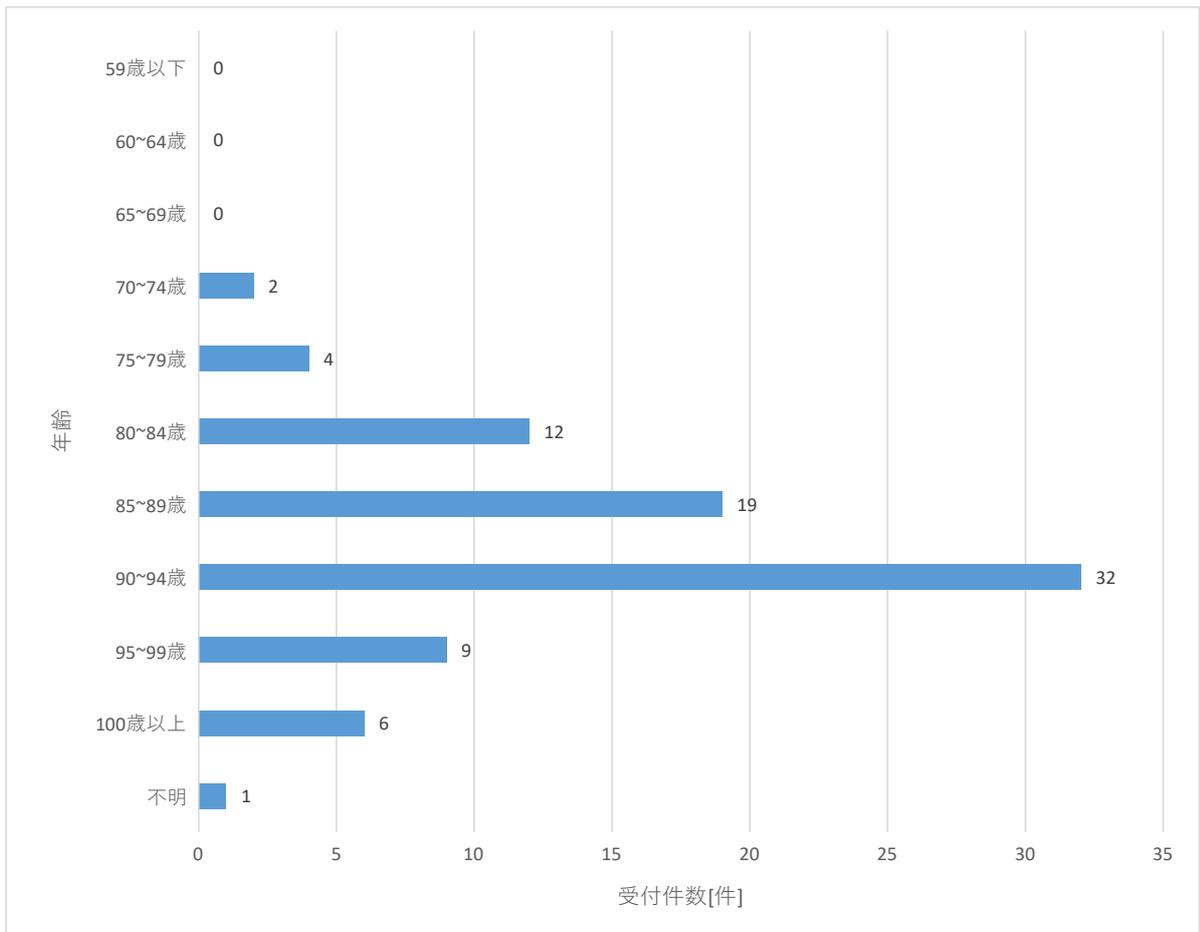
・その他については、自宅、デイサービスのホール、車内等。

⑦事故種別受付件数



・その他については、座り込み、感染症、病状の急変、ケア時の負荷等。

⑧年齢別受付件数



# ○介護相談員派遣事業について

## 1 概要

### ■介護相談員派遣事業とは

- 平成 1 2 年に介護保険制度がはじまり、介護サービスの利用がそれまでの行政による「措置」から、利用者とサービス提供事業者との「契約」に移行したことを受けて、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に創設されました。
- 益田市では、平成 2 2 年から介護相談員派遣事業を実施しています。

# ○介護相談員派遣事業について

## 1 概要

### ■介護相談員派遣事業の目的

- 介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者（**介護相談員**）をサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

# ○介護相談員派遣事業について

## 1 概要

### ■介護相談員とは

- 介護サービス相談員養成研修を修了し、各市区町村長の任命を受けた人
- 介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者

# ○介護相談員派遣事業について

## 1 概要

### ■介護相談員の役割

- サービス利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、サービスの質の向上と適正化に貢献します。
- **トラブル・苦情に至る事態を未然に防ぎ、改善の途を探る**ほか、問題提起・提案解決型の働きかけにより、利用者の権利擁護の手助けをします。

# ○介護相談員派遣事業について

## 1 概要

### ■介護相談員の主な活動内容

- 利用者からの苦情や不安にじっくり耳を傾け相談に乗ります。相談内容に応じてサービス提供事業者や関係機関への橋渡しを行います。
- 利用者の「声なき声」も拾い、改善への支援を行います。
- 介護サービス相談員等の守備範囲を超える場合は、市区町村事務局と連携を図ります。

# ○介護相談員派遣事業について

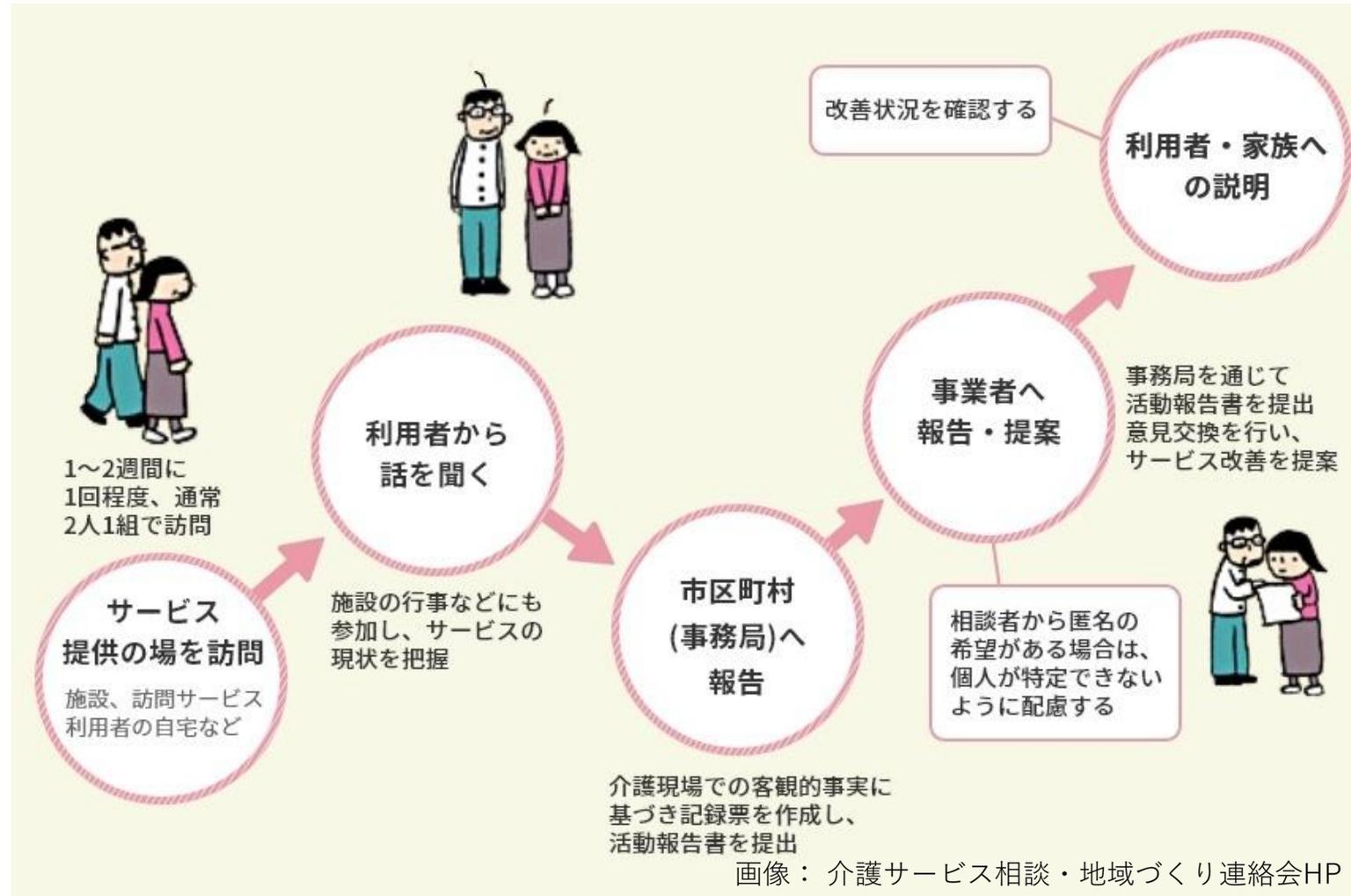
## 1 概要

### ■介護相談員がやってはいけないこと

- 活動上知り得たことを外部に漏らすこと
- 派遣先事業者の評価
- 車いす等への移乗、食事介助など「介護」にあたる行為
- 利用者同士及び家族間のトラブルなどの仲裁

# ○介護相談員派遣事業について

## 1 概要



# ○介護相談員派遣事業について

## 2 益田市における実施状況

### ■介護相談員の員数（令和8年4月現在）

- 5名（男性0名、女性5名）

### ■活動状況（令和7年度）

- 受入先事業所：2事業所
- 訪問回数：6月から翌年2月までの間、各事業所へ月1回、介護相談員2名で訪問
- その他、連絡会や三者会議を開催

# ○介護相談員派遣事業について

## 2 益田市における実施状況

### ■受入先事業所の選定方法

- 応募
- 事務局（益田市高齢者福祉課）による選定

# ○介護相談員派遣事業について

## 2 益田市における実施状況

### ■受入先事業所からの声

- 市から派遣された人が自分（利用者）の話を聞いてくれるということで、安心感があったと思う。
- 施設の内部にいる人と外部にいる人との間で、「当たり前」に乖離がみられる場合があるので、外部からの視点があってよかった。
- 利用者への対応で困っていたことについて、介護相談員を通じて遠回しに聞いてもらえたことがあり、助かった。

# ○介護相談員派遣事業について

## 3 参考

### ■介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ

<https://kaigosodan.com/>

### ■事務局（益田市高齢者福祉課）

TEL : 0856-31-0218 FAX : 0856-24-0181



# ○介護お助け隊事業について

## 1 概要

- 多様な介護人材の確保対策として、介護お助け隊事業を実施しています。
- 『介護お助け隊』とは、介護に関心がある方に登録していただき、高齢者福祉課でマッチングした後、介護事業所等の業務に従事していただくものです。

# ○介護お助け隊事業について

## 2 実績

- 『介護お助け隊』実績（令和8年2月1日時点）

延べ登録者数	延べ就労者数
119名	52名

主な就労先（令和7年度）
特養(3)、小多機(4)、特定(1)、その他(1)

# ○介護お助け隊事業について

## 2 実績

### 就労後のヒアリングでいただいたご意見

介護お助け隊の皆さんから寄せられたご意見

- 高齢の方でも働くことができ、いきいきとされている。
- 希望する時間・曜日に働くことができたので満足している。
- 「助かる」「ありがとう」と言ってもらえるので、自分が役に立っていることが感じられる。

介護事業所の皆さんから寄せられた意見ご意見

- 急遽人手が欲しい時間帯ができたが、すぐに紹介してもらえた。
- これまで介護職員が時間をかけて行っていたところを担ってもらえるので、空いた時間を専門業務に充てられるようになった。
- 職員は、仕事中は業務に集中してしまうが、介護お助け隊の方が別の角度から入ってくれて、見えていないところの情報をもらえる。
- ハローワーク以外に異なる窓口があるのが良い。

# ○介護お助け隊事業について

## 3 参考

【益田市公式ウェブサイト】

<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushikan-kyobu/koreishafukushika/3/2708.html>

【益田市高齢者福祉課事業者指導係】

TEL : 0856-31-0218 FAX : 0856-24-0181

# その他（区域外指定について）

## ◆地域密着型サービスの基本原則

- 地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、原則としてその市町村の方だけが使える介護サービスです。そのため、原則として益田市に所在する地域密着型事業所は、益田市の住民（被保険者）である人以外は利用できません。
- 例えば、益田市外の住民が益田市内のグループホームに住民票を異動して入居する場合などは、地域密着型サービスの趣旨に沿わないものといえます。

## ◆地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について

- 原則は上記のとおりですが、被保険者からの利用希望に基づき益田市が必要であると認める場合には、例外的に他の市町村に所在する事業所について、市町村（施設所在）の同意を得た上で指定することにより、利用可能となります。
- 他市町村の被保険者が、益田市の地域密着型サービスを利用する際も、保険者間での協議・同意や指定が必要となるので、該当事例がある場合は事前に事業者指導係へお問い合わせください。

# その他（区域外指定について）

## ◆利用・手続き例

- ★益田市の被保険者がA市の地域密着型サービスを利用したいとき  
⇒A市の同意・益田市への指定手続きが必要
- ★A市の被保険者が益田市の地域密着型サービスを利用したいとき  
⇒益田市の同意・A市（他市町村）への指定手続きが必要
- ★住所地特例者（※1）  
⇒提供対象サービス（※2）であれば手続き等不要で利用可能

★総合事業  
⇒保険者間の同意は不要  
指定手続きが必要

※1 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、平成27年4月1日以降に入居した者のみ利用可能

※2 住所地特例対象者への提供対象サービス（介護予防含む）

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③認知症対応型通所介護
- ④小規模多機能型居宅介護
- ⑤看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ⑥地域密着型通所介護

# その他（認知症介護実践者等養成研修の申込方法の変更について）

## ◆認知症介護実践者等養成研修の申込方法の変更について

- 当該研修の申し込みについて、これまでは市に申込書をご提出いただいていたましたが、令和7年度以降は 研修受講サポートシステムにより行っていたいております。

## ◆対象となる研修

- 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

## ◆研修受講サポートシステムについて

- 島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センターホームページをご覧ください。

【研修受講サポートシステム 概要ページ】 [https://www.shimane-fjc.com/support\\_system](https://www.shimane-fjc.com/support_system)

【研修受講サポートシステム ログインページ】 [https://seminar.fukushi-shimane.or.jp/sign\\_in](https://seminar.fukushi-shimane.or.jp/sign_in)

- システム、研修等に関するお問い合わせは、島根県福祉人材センターへお願いします。

【TEL】 0852-32-5975（研修係） 【ホームページ】 <https://www.shimane-fjc.com/>

# その他（避難確保計画について）

## （1）平成29年及び令和3年の水防法等の改正について

### ■改正の概要

- 下記の＜対象施設＞について、次の事項を義務化
  - ✓ 避難確保計画の作成
  - ✓ 避難確保計画の市町村への報告
  - ✓ 避難訓練の実施
  - ✓ 「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市町村に報告すること

#### ＜対象施設＞

- 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設

# その他（避難確保計画について）

## （2）避難確保計画の作成・報告について

対象施設であるかどうか  
の確認

- ・ 要配慮者利用施設一覧（益田市HP）

＜対象施設である場合＞  
避難確保計画の作成  
及び市への報告

- ・ 避難確保計画作成の手引き（益田市HP）
- ・ 益田市高齢者福祉課事業者指導係又は益田市危機管理課へ

避難訓練の実施  
避難訓練の結果の報告

- ・ 益田市高齢者福祉課事業者指導係又は益田市危機管理課へ

➤ 要配慮者利用施設一覧及び避難確保計画作成の手引きについては、下記掲載場所をご確認ください。

【トップページ＞暮らし・手続き＞防災＞防災に関する計画等＞計画等＞避難確保計画の作成について】

# その他（避難確保計画について）

## （3）参考

関係者各位

事務連絡  
令和4年 7月14日

益田市総務部危機管理課長  
(公印省略)

避難確保計画に基づいた避難訓練実施報告書の提出について（お願い）

平素より、益田市の防災行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日法律第31号）が施行され、水防法等に基づき益田市防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者（以下、「管理者等」という。）に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられました。

また、令和3年7月15日に水防法及び土砂災害防止法の改正が施行されました。それに伴い、「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市町村に報告することが義務化されました。

このことにつきまして、要配慮者利用施設の管理者等の皆さまには、避難確保計画に基づいた避難訓練実施報告書の提出をお願い申し上げます。

提出方法につきましては、メール又は、FAXでも可能です。

また、ご不明な点等ございましたら、担当者までご連絡頂きますよう、よろしくお願いたします。

記

※データについては益田市役所のホームページに掲載あります。

益田市役所ホームページ → くらし・手続き → 防災 → 防災に関する計画等 → 計画等 → 避難確保計画の作成について

益田市総務部危機管理課  
担当 堀本・田部  
TEL 0856-31-0601  
FAX 0856-23-5001  
メール kikikanri@city.masuda.lg.jp

訓練実施結果報告書

施設名			
実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		
実施場所			
想定災害 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他の災害 ( )		
訓練種類・内容 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 回上訓練	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練	
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練	<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練	
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練	<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練	
	<input type="checkbox"/> その他 ( ) (訓練内容を適時自由記載)		
訓練参加者・参加人数	従業員（全員・一部） 名（うちパート・アルバイト 名）		
	施設利用者（全員・一部） 名（うち通所者 名） その他訓練参加者：施設利用者の家族 名 地域の協力者 名 その他 名		
訓練実施責任者	職 氏名		
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数	名	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性	時間 分	
その他			
訓練によって確認された課題とその改善方法等			
訓練記録作成者	職 氏名		

# その他（介護労働実態調査のお礼・結果の公表について）

## ◆介護労働実態調査

- 益田市では、介護労働の実態を把握し、介護人材の確保・定着を図ることを目的として、平成20年度から介護労働実態調査を実施しています。
- 今年度におきましては、第10期介護保険事業計画（令和9年度～11年度）の策定に向けて、調査を実施しました。ご多忙の折、調査にご協力をいただきましてありがとうございました。
- 調査に関しまして、「事業所向け調査」は調査対象事業所79事業所に対し、73事業所の回答、回答率が92.4%。「従業者向け調査」は調査対象従業者1,083人に対し、1,019人の回答、回答率が90.8%のご回答をいただきました。
- 調査結果につきましては、内容を精査した後、令和8年度初旬を目途に益田市公式ウェブサイトへの掲載と調査対象であった事業所へメールにて周知をしようと考えております。

# その他（情報提供）

## ◆介護労働安定センター

- 介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けられるようにするためには、雇用管理の改善等は重要です。
- 公益財団法人 介護労働安定センターでは、事業主に対する雇用管理の改善等に関する相談・援助を実施しています。
- 就業規則や賃金規程の作成等、相談・援助も行っていますので、適宜ご活用ください。

★公益財団法人 介護労働安定センターホームページ★

<https://www.kaigo-center.or.jp/>

★公益財団法人 介護労働安定センター島根支部ホームページ★

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/shimane/>